

議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成29年5月22日(月)
招 集 の 場 所	監査委員室
開 会	午前10時12分
出 席 者	委員長 大橋 昭太郎 副委員長 藤田 洋一 委員 福田 淑子 委員 櫻井 功紀 委員 我妻 薫 委員 橋本 四郎 委員外議員 副議長 平吹 俊雄 議長 吉田 眞悦
欠 席 者	なし
職務のため出席した者の職氏名	総務課長 伊勢 聡 企画財政課長 佐々木 義則 議会事務局長 吉田 泉 事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹
協 議 事 項	美里町議会5月会議について 1) 議案等について 2) 会議の期間及び議事日程について
そ の 他	所管事務調査について
閉 会	午前10時51分

2号様式 協議の経過

	開会 午前10時12分
吉田事務局長	ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。 委員長お願いいたします。
大橋委員長	どうもご苦労さまでございます。 田植えの時期、だいが議会のほうも間がありましたけれども、暑さも加わっているところでもございますので、体調には気をつけていただきまして、来る会議に臨んでいただきたいと思います。 では、5月会議の関係について、よろしくお願いいたします。 ただいまの、委員全員出席ですので、委員会は成立いたしております。 なお、副議長には委員外議員として出席していただいております。 それでは早速、議長からの諮問ということで、議事について説明をお願いいたします。
伊勢総務課長	あらためまして、おはようございます。 5月会議に当たりまして、本日、議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。 本議会につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは、着座して説明をさせていただきます。 それでは、議案書のほう1ページからご説明をさせていただきます。議案書1ページ、報告第1号、専決処分の報告についてでございます。専決処分の案件につきましては、美里町税条例の一部を改正する条例、専決第3号でございます。このことにつきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、平成29年法律第2号、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成29年政令第118号、施行規則の一部を改正する省令、平成29年総務省令第26号及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成29年総務省令第27号が平成29年3月31日にそれぞれ公布をされまして、原則として平成29年4月1日から施行されることとなりました。このことによりまして、本条例を改正する必要性がありましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。改正の概要でございますが、資料編の1ページから資料編の30ページを参照願いたいと思います。概要を申し上げます。個人町民税におきましては、上場株式等に係る配当所得の課税方式の見直し、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長などでございます。固定資産税におきましては、震災等の事由による固定資産税の減額措置の新設や特例措置の拡充などございます。また、軽自動車税におきましては、グリーン化特例について対象範

	<p>困を重点化したうえで、2年間延長されたものでございます。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>何かございませんか、よろしいですか。</p> <p>あの、この専決の部分、180条の第1項となっておりますけれども、これは3月31日に公布され4月1日から施行という部分において、179条ではなく180条でよろしいのですか。議会が認めたことにより、これ入って。</p>
伊勢総務課長	<p>はい、専決処分事項の指定についてということでもいただいた1点目の件で該当するものであると、180条の第1項の規定ということで、今回、報告させていただくものであります。</p>
大橋委員長	<p>そうですか、よろしいのですね。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、次をお願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>次に、議案書の13ページでございます。報告第2号、専決処分の報告についてでございます。案件でございますが、美里町都市計画税条例の一部を改正する条例、専決第4号でございます。理由でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、平成29年法律第2号が平成29年3月31日に公布され、原則として平成29年4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして、本条例を改正する必要がありましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。改正の概要でございますが、協定倉庫に供する固定資産に係る課税標準の特例の廃止、企業内、主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例の新設等に伴う引用条項の改正でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、資料につきましては資料編の31ページ、32ページでございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、次をお願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>はい、それでは議案書16ページでございます。報告第3号、専決処分の報告についてでございます。案件につきましては、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第5号でございます。理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成29年政令第118号が平成29年3月31日に公布されました。原則として平成29年4月1日から施行されることとなりました。これに本条例を改正する必要がありましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。改正の概要につつま</p>

	<p>しては、資料編の 33 ページ、34 ページでございます。今回、軽減判定所得の基準額算定における被保険者数に乗ずる金額についての改正でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、次をお願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>はい、それでは報告第 4 号につきましては、企画財政課長から説明をさせていただきます。</p>
佐々木企画財政課長	<p>企画財政課の佐々木です。今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、座って説明をさせていただきます。</p> <p>報告第 4 号、専決処分の報告について、平成 28 年度美里町一般会計補正予算、第 9 号についてでございます。こちらについては、地方交付税等の歳入が年度末に確定したことに伴い、歳入予算の調整をおこないましたので、平成 28 年度美里町一般会計補正予算(第 9 号)について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。議案書につきましては 20 ページから、資料につきましては 36 ページに掲載しております。今回の補正の内容については、歳入の年度末の確定によります歳入予算の款項の増減補正ということで、歳出の補正予算はございません。よって、補正後の予算総額についても変更はございません。歳入の内容について、ご説明申し上げます。議案書の 29 ページ、30 ページになります。2 款、地方譲与税から 10 款の交通安全対策特別交付金、これらにつきましては年度末に各種交付金が確定したことに伴いまして、確定した金額に調整をさせていただいたものでございます。1 番大きいものは、29 ページ、30 ページの 9 款、地方交付税の特別交付税 2,298 万 1,000 円の増が 1 番大きい内容になってございます。次に、次のページの繰入金でございます。繰入金で 2,146 万 3,000 円減額しております。2 項の基金繰入金の財政調整基金繰入金で 2,341 万 5,000 円の減額、東日本大震災復興推進基金繰入金に 195 万 2,000 円追加しております。東日本大震災復興推進基金繰入金につきましては、災害公営住宅の家賃低廉化事業及び家賃低減事業の算定額が平成 29 年 3 月 31 日に確定したことから一般会計にその算定額を繰入するものでございます。財政調整基金につきましては、予算総額にあわせて調整をしたものでございます。</p> <p>以上、平成 28 年度美里町一般会計補正予算、第 9 号、専決処分についてでございます。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>

大橋委員長	<p>よろしいですか。 (「はい」の声あり) それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>それでは、議案書の 33 ページでございます。資料編につきましては、37 ページ、38 ページとなります。</p> <p>議案第 1 号、美里町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。</p> <p>提案理由でございますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令、平成 28 年総務省令第 35 号が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。また、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令、平成 29 年総務省令第 28 号が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されました。これらによりまして、東日本大震災復興特別区域法第 43 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、平成 23 年総務省令第 168 号が改正されました。これに伴いまして、固定資産税の課税免除の対象となる施設等の新設又は増設に係る期間を延長するものでございます。課税免除対象の拡充の内容でございますが、1 点目といたしましては、課税免除の対象施設等を平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、新設又は増設したものに拡充するものでございます。2 点目といたしましては、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に、あらたに新設又は増設した施設等の平成 29 年度固定資産税の免除に係る課税免除申請書の提出期限を施行日から 1 月以内とするものでございます。</p> <p>なお、大変申し訳ございませんでしたが、本来であれば、この条例の一部を改正する条例は平成 28 年 6 月議会に提案すべきものでございましたが、失念をいたしてしまい今回の提案となってしまいました。</p> <p>大変、申し訳ございませんでした。</p>
大橋委員長	<p>何かございませんか。</p> <p>この、遅れたことによって、その対象となる部分の見直しが図られるわけですか。</p>
伊勢総務課長	<p>いえ、実際はですね、固定資産税の課税は翌年度課税になりますので、実際のところは支障ないわけでございます。</p> <p>それで、平成 29 年度の納付書はすでに出しておりますが、今回の附則で 1 月以内に申請するということで、実質的には特に何ら支障はないというふうな条例でございます。大変申し訳ございませんでした。</p>

大橋委員長	はい、我妻委員。
我妻委員	<p>最初の失念したというのは、この理由の最初のほうなのか。全部なのか。 （「平成 28 年というところ」の声あり）</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日施行にかかわるやつね、資料のほうでは 2 項のほう。 （「2 番目に説明したほう」の声あり）</p> <p>2 番目に説明したほうね、そこを言わないと、全部失念してしまったというふうにもとられます、今の説明だと。</p>
伊勢総務課長	<p>分かりました。その辺は、本会議で、口述できちっと説明いたします。申し訳ございません。よろしく願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、税務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、次をお願いします。</p>
伊勢総務課長	<p>はい、それでは、議案書の 34 ページでございます。資料編につきましては、39 ページと 40 ページでございます。</p> <p>議案第 2 号、美里町東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例でございます。</p> <p>このことにつきましては、東日本大震災復興特別区域法では工場立地及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例が定められており、東日本大震災により一定の被害が生じた県及び市町村は、復興推進計画が国から認定されることにより、工場立地法等における工場及び環境施設の敷地面積に対する割合を、条例で定めることができることとされており、この東日本大震災復興特別区域法に基づき宮城県と県内市町村が協同して策定した復興推進計画の変更申請が平成 28 年 12 月 20 日に国から認定されたことに伴い、条例で定める区域の範囲について追加するものでございます。</p> <p>本来であれば、認定を受けて、速やかに条例改正すべきものでございましたが、今回の提案となりましたことについて、大変申し訳ございませんでした。本来であれば、平成 29 年 3 月議会で提案しなければならなかったものですが、大変申し訳ございませんでした。以上でございます。</p> <p>なお、詳細につきましては、本会議におきまして産業振興課長からご説明申し上げます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、次をお願いします。</p>
伊勢総務課長	はい、議案第 3 号につきましては、企画財政課長からご説明を申し上げます。

<p>佐々木企画財政課長</p>	<p>議案第3号、平成29年度美里町一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。議案書は35ページから、資料につきましては42ページということになります。予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,807万3,000円といたしました。詳細につきましては、事項別明細書のほうでご説明申し上げます。</p> <p>まず初めに、歳出についてご説明申し上げます。議案書の45、46ページになります。10款、教育費に770万円追加いたしました。3項、中学校費の学校管理費に中学校防犯灯設置工事請負費200万円、中学校防犯カメラ設置工事請負費250万円、小牛田中学校屋内消火栓設備更新工事請負費320万円、それぞれ追加いたしました。平成29年4月23日未明に発生しました小牛田中学校の不審火を受け、早急に安全対策を講じる必要があることから、小牛田中学校と南郷中学校に防犯灯を設置するとともに、町内すべての中学校に防犯カメラを設置するものであります。</p> <p>また、遠田消防署より小牛田中学校の屋内消火栓設備の経年劣化による設備の更新について指導を受けたことから、消火栓のポンプ等を更新するものでございます。</p> <p>次に、歳入について申し上げます。43、44ページになります。17款、繰入金に770万円追加いたしました。2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金に770万円追加いたしました。</p> <p>以上、補正予算の内容でございます。 よろしく願いいたします。</p>
<p>大橋委員長</p>	<p>よろしいですか。 (「はい」の声あり) それでは、全体を通して何か、執行部の方々がおられるうちに、お聞きしたいことがございましたら。 よろしいですか。 (「はい」の声あり) それでは、課長さん方、どうもご苦労様ございました。 (「よろしく願います。」の声あり) それでは、続きまして会議の期間でございますが、5月25日、1日間とすることでよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり) 続きまして、議事日程ですが、お手元に配付されているとおりでよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)</p>

	では、その他についてでございますが、局長、お願いいたします。
吉田事務局長	議会運営委員会の所管事務調査ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただいまから、資料のほうを配付させていただきます。
大橋委員長	今、資料を配付していただいたところでございますが、局長のほうから説明をしていただければと思ひますが。
吉田事務局長	はい、それではお手元の資料のほうになります。ページはふられておりませんが、神奈川県中郡大磯町議会ということで4ページまで、こちらが大磯町議会さんのほうで、全国議長会で特別表彰を受けた時の事績になります。その次のA3版の折られているものですね、こちらは地方議会人、2016年5月号ということで地方議会人に載った時の資料になります。1番最後のページになりますが、こちらが全国議長会のホームページにクイックナビということで、全国の町村議会の、このような基本事項とかですね、各議会の取り組み等を掲載しているホームページがございます。そちらの最新の大磯町の現在の状況でございます。資料は以上3点でございます。
大橋委員長	基本的に、この大磯町議会ですが、6月には視察を受け入れていないようですが、局長が大変苦勞をいたしまして、交渉していただきまして、6月の22,23日ということで決まりましたので、ぜひ万障繰り合わせの上、皆様に参加していただきたいと思っております。 この件につきまして、何かございますでしょうか。 よろしいですか。 それでは、そのようにお願ひしたいと思ひます。
吉田事務局長	よろしければ、私のほうから、今回の視察のテーマになるかと思ひますが、こちらの大磯町議会さんのほうでは議員発議による政策提案型条例の制定ということで、平成27年4月から施行されております省エネルギー及び再生可能エネルギー利用促進に関する条例というものを、議員発議により制定しているところがございます。こちらの、制定に至るまでの経緯について調査をおこなうということでいかがでしょうか。
大橋委員長	よろしいですか。 (「はい」の声あり) なかなか、この間の会津美里町においても、議会のひとつの、議員提案による条例化というのは、ひとつの大きな課題であるというようなことでもございましたので、ぜひ、その点について、視察、研修をおこないたいと思ひます。 暫時、休憩いたします。
	休憩 午前10時40分

	再開 午前10時45分
大橋委員長	再開いたします。 その他のその他で、この山形県の視察、三川町の関係の対応はどうなるのですか。
吉田事務局長	6月30日につきましては、山形県三川町議会さんのほうから行政視察の依頼を受けてございます。10時にいらっしゃるということで、視察の内容が議会運営の関係と議会広報の関係なので、本来はそれぞれの委員ということなのでしょうけれど、全議員でいらっしゃるということです。 それで、対応のほうですが、議会運営委員会の正副委員長、議会だより編集特別委員会の正副委員長…。
大橋委員長	議会運営委員会は全員でなくていいのですか。
福田委員	あちらは何人なのですか。
吉田事務局長	11人とお聞きしております。
大橋委員長	いかがですか。 はい、吉田議長。
吉田議長	この三川町議会さんがおいでいただく時間帯は、私は公務が重なりまして、大崎広域の消防庁舎の関係で出かけなければならないので、そちらが終わり次第、こちらに戻ってくるようになりますので、私がない間は副議長に最初をお願いして、進めていてほしいというふうに思っています。
大橋委員長	もし、できるのであれば、せっかくいらしていただくのですから、交流というかお互いの運営についての話し合いもできるかと思っておりますので、ぜひ全員でお願いしたいと思っております。 よろしく申し上げます。 他にございますでしょうか。 事務局から何かございますか。
吉田事務局長	大磯町に行くにあたりまして、何か質問事項等があればとりまとめをさせていただけますが。 (「先ほどの、経緯ということで」の声あり) では、私のほうで整理をさせていただきます、その形で。
大橋委員長	女性議員が、半分でしたでしょうか、七、七。前に行った葉山も女性議員が多かったですね。まあ、そういうことでお願いしたいと思っております。 他にございませんか。よろしいですか。 それでは、副委員長、申し上げます。
藤田副委員長	大変暑くなってきましたけれども、5月会議についての委員会の審議を皆さんからいただきました。報告4件、議案3件、7件について審議をいただきました。会期は1日ということでございますので、25日はひと

	つよろしくお願ひしたいと思ひます。 本日の委員会はこれで終了にいたします。 大変ご苦勞様でございました。
	閉会 午前10時51分

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年5月22日

議会運営委員会
委員長